

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課) 一

○開発行為に関する工事の完了(四件) (建築宅地課) 一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (警察本部会計課) 二

選挙管理委員会

○政治団体の届出 六

○政治団体の届出事項の異動届 六

○政治団体の解散届 六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分) 七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) 七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) 八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 九

○資金管理団体の指定取消しの届出 一〇

監査委員

○定期監査結果等に対する措置の公表 一〇

告 示

○宮城県告示第五百三十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

平成二十五年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

| 種類 | 開催年月日 | 会場 |
|-----|-------------|---------------------------------|
| 研 修 | 平成二十五年九月一日 | 古川ロイヤルホテルグランド平成(大崎市古川駅前大通五-三-二) |
| | 平成二十五年九月十二日 | 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二-四十八) |
| 講 習 | 平成二十五年十一月六日 | 古川ロイヤルホテルグランド平成(大崎市古川駅前大通五-三-二) |
| | 平成二十五年十一月十日 | 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二-四十八) |

公 告

三 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡巨理町逢隈中泉字本木六十三番一及び六

十三番七

仙台市青葉区本町二丁目三番十号

株式会社アージュ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市増田字北谷二百六十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号
大和リース株式会社仙台支店
支店長 柴崎 晃

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市清水沢四丁目六十七番六の一部、宮城郡利府町森郷字大窪北七番二十二地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市大橋二丁目五番一号
有限会社リオ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市築館字築館新八ツ沢三十番五十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

栗原市築館字照越永平七十八番地の三
栗原食肉株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 一一〇番管理システム用機器等賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十六年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部地域部通信指令課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去三年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二二二二二一―三三三五）へ平成二十五年七月九日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二一―七七一、内線二二三二）
- 2 入札説明書等の交付期限
平成二十五年六月二十六日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月九日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年七月二十四日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月二十五日（木）午前十時
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 24, 2013, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of instruments for emergency call management system - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 25, 2013, 10 : 00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 大型画面システム用機器類貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十六年三月一日から平成三十六年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部地域部通信指令課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去三年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十五年七月九日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十五年六月二十六日(水)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月九日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年七月二十四日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月二十五日(木) 午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 24, 2013, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of instruments for large screen system - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 25, 2013, 10 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十五年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|--------|----------|------------|-------|
|---------|--------|----------|------------|-------|

| | | | | |
|------------|-------|------|----------------|------------|
| かとうひろあき後援会 | 音羽 恵介 | 木島 敦 | 東松島市牛網字駅前二一〇一六 | 平成二十五年四月九日 |
|------------|-------|------|----------------|------------|

| | | | | |
|---------|-------|-------|------------|--------------|
| 高橋栄一後援会 | 佐藤 恭二 | 橋本 紳一 | 石巻市飯野字岩崎二〇 | 平成二十五年四月二十五日 |
|---------|-------|-------|------------|--------------|

| | | | | |
|---------------|-------|-------|-----------------|--------------|
| 日本共産党高橋まさる後援会 | 小熊 太郎 | 小熊 太郎 | 柴田郡村田町村田字杉ノ内一〇一 | 平成二十五年四月二十六日 |
|---------------|-------|-------|-----------------|--------------|

| | | | | |
|----------|-------|-------|------------|------------|
| 山田龍太郎後援会 | 渡辺 正信 | 山田由美子 | 名取市増田一〇二一七 | 平成二十五年五月十日 |
|----------|-------|-------|------------|------------|

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 届出年月日 |
|---------|------|-------|
|---------|------|-------|

| | | |
|-----------------|--|--------------|
| 自由民主党宮城県第五選挙区支部 | 主たる事務所 石巻市湊字田町七四 所の所在地 遠田郡涌谷町字本町 九九一七 | 平成二十五年五月二十八日 |
|-----------------|--|--------------|

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 届出年月日 |
|---------|------|-------|
|---------|------|-------|

| | | |
|---------|-------------------|------------|
| 内田鉄夫後援会 | 宮城県郡松島町高城字町東一一九一四 | 平成二十五年五月二日 |
|---------|-------------------|------------|

| | | |
|---------|-----------------|--------------|
| 太田稔郎後援会 | 宮城県郡松島町高城字町一一二二 | 平成二十五年五月三十一日 |
|---------|-----------------|--------------|

| | | |
|----------|-------|-------------|
| 熊谷のりお後援会 | 熊谷 賢明 | 平成二十五年四月十二日 |
|----------|-------|-------------|

| | | |
|----------|-------|-------------|
| こんの恭一後援会 | 熊谷 賢明 | 平成二十五年五月十六日 |
|----------|-------|-------------|

| | | |
|-----------|------|-------------|
| 佐藤さとのる後援会 | 藤井 潤 | 平成二十五年五月十六日 |
|-----------|------|-------------|

| | | |
|----------|------------------|------------|
| さとう弘樹後援会 | 栗原市築館伊豆二一〇一四三一二二 | 平成二十五年五月十日 |
|----------|------------------|------------|

| | | |
|---------------|------------------|------------|
| 税理士による愛知治郎後援会 | 大崎市鹿島台平渡字西銭神一八一五 | 平成二十五年四月一日 |
|---------------|------------------|------------|

| | | |
|--------|------------------|--------------|
| 大日本真正會 | 仙台市青葉区小田原六丁目四一三〇 | 平成二十五年五月二十九日 |
|--------|------------------|--------------|

| | | | |
|---------|-------|-------|--------------|
| たき健一後援会 | 山内 睦也 | 秋澤 和雄 | 平成二十五年五月三十一日 |
|---------|-------|-------|--------------|

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 橋本きよひと後援会 | 岩沼市中央三一三一 | 岩沼市館下一一五一 | 平成二十五年五月二十七日 |
|-----------|-----------|-----------|--------------|

| | | |
|-------------|--|-------------|
| ○宮選管告示第六十九号 | 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。 | 平成二十五年六月十四日 |
|-------------|--|-------------|

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-------|
|---------|--------|-------|

| | | |
|-----------|------|------------|
| 秋本よしのり後援会 | 保科 毅 | 平成二十五年五月七日 |
|-----------|------|------------|

| | | |
|---------|------|--------------|
| 太田正明後援会 | 牛澤 榮 | 平成二十五年五月二十八日 |
|---------|------|--------------|

| | | |
|---------|-------|------------|
| 桑島崇史後援会 | 桑島 崇史 | 平成二十五年五月五日 |
|---------|-------|------------|

| | | |
|---------|-------|-------------|
| 昆野幸裕後援会 | 昆野 昇一 | 平成二十五年四月三十日 |
|---------|-------|-------------|

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

| | |
|---|--|
| <p>佐藤清隆を励ます会 税理士による今野東を支援する会 高橋栄一後援会 知的生活研究会 日本共産党高橋まさる後援会 山田龍太郎後援会 山本久人後援会 横田まさと後援会</p> <p>○宮選管告示第七十号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成二十五年六月十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体） 高橋栄一後援会 報告年月日 25. 4. 25 (25. 4. 25解散)</p> <p>1 収入総額 111,724 前年繰越額 1,724 本年収入額 110,000 2 支出総額 110,000 3 本年収入の内訳 寄附 110,000 個人分 110,000 4 支出の内訳 政治活動費 110,000 組織活動費 110,000 5 寄附の内訳 (個人分)</p> | <p>佐藤 清吉 平成二十五年四月一日 大和田伸二 平成二十五年五月二十二日 佐藤 恭二 平成二十五年四月二十五日 斎藤 建雄 平成二十五年四月三十日 佐藤 年夫 平成二十五年三月三十一日 佐藤 宏郎 平成二十五年四月十二日 樋口 正高 平成二十五年五月十五日 三瓶 典夫 平成二十五年二月二十日</p> <p>年間五万円以下のもの 110,000</p> <p>○宮選管告示第七十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成二十五年六月十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体） 昆野幸裕後援会 報告年月日 25. 4. 30 (25. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 佐藤清隆を励ます会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 1解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 高橋栄一後援会 報告年月日 25. 4. 25 (25. 4. 25解散)</p> <p>1 収入総額 1,724 前年繰越額 1,724 2 支出総額 0 日本共産党高橋まさる後援会 報告年月日 25. 4. 23 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 山田龍太郎後援会 報告年月日 25. 5. 10 (25. 4. 12解散)</p> <p>1 収入総額 1,587,692 前年繰越額 1,587,603</p> |
|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>本年収入額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>その他の収入 一件十万円未満のもの</p> <p>山本久人後援会</p> <p>報告年月日 25. 3. 21 (25. 5. 15解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>〇収入額相当額七十一円</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十五年六月十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員 長 桑 島 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>桑島崇史後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 桑島 崇史</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号</p> <p>公職の候補者の氏名 桑島 崇史</p> <p>公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 25. 5. 8 (25. 5. 5解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>知的生活研究会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 斎藤 建雄</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 2. 27 (25. 4. 30解散)</p> | <p>89</p> <p>0</p> <p>89</p> <p>89</p> | <p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>太田正明後援会</p> <p>報告年月日 25. 5. 28 (25. 5. 28解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>昆野幸裕後援会</p> <p>報告年月日 25. 4. 30 (25. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>佐藤清隆を励ます会</p> <p>報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 1解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>税理士による今野東を支援する会</p> <p>報告年月日 25. 5. 20 (25. 5. 22解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p> <p>本年収入額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附</p> <p>政治団体分</p> <p>その他の収入</p> <p>一件十万円未満のもの</p> <p>4 寄附の内訳</p> <p>337,352</p> <p>337,352</p> <p>322,080</p> <p>322,080</p> <p>322,080</p> <p>322,080</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>366,894</p> <p>278,327</p> <p>88,567</p> <p>0</p> <p>88,526</p> <p>88,526</p> <p>41</p> <p>41</p> <p>41</p> |
|---|--|--|

| (政治団体分) | | 88,526 | 仙台市若林区 | より公表する。 |
|--|-------------------------|-----------|--------|-------------------------------|
| 宮城県税理士政治連盟 | | | | 平成二十五年六月十四日 |
| 高橋栄一後援会 | | | | 宮城県選挙管理委員会 委員長 塚 地 光 輝 |
| 報告年月日 | 25. 4. 25 (25. 4. 25解散) | | | |
| 1 収入総額 | | 1,724 | | 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) |
| 前年繰越額 | | 1,724 | | |
| 2 支出総額 | | 0 | | |
| 日本共産党高橋まさる後援会 | | | | |
| 報告年月日 | 25. 4. 23 (25. 3. 31解散) | | | |
| 1 収入総額 | | 0 | | 資金管理団体の届出をした者の氏名 桑島 崇史 |
| 2 支出総額 | | 0 | | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員 |
| 山田龍太郎後援会 | | | | 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 |
| 報告年月日 | 25. 5. 10 (25. 4. 12解散) | | | 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 |
| 1 収入総額 | | 1,587,917 | | 報告年月日 25. 5. 8 (25. 5. 5解散) |
| 前年繰越額 | | 1,587,692 | | 1 収入総額 0 |
| 本年収入額 | | 225 | | 2 支出総額 0 |
| 2 支出総額 | | 0 | | 知的生活研究会 |
| 3 本年収入の内訳 | | | | 資金管理団体の届出をした者の氏名 斎藤 建雄 |
| その他の収入 | | 225 | | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 |
| 一件十万円未満のもの | | 225 | | 報告年月日 25. 5. 20 (25. 4. 30解散) |
| 山本久人後援会 | | | | 1 収入総額 15,272 |
| 報告年月日 | 25. 3. 21 (25. 5. 15解散) | | | 前年繰越額 15,272 |
| 1 収入総額 | | 0 | | 2 支出総額 0 |
| 2 支出総額 | | 0 | | (その他の政治団体) |
| 横田まさとし後援会 | | | | 秋本よしのり後援会 |
| 報告年月日 | 25. 2. 28 (25. 2. 20解散) | | | 報告年月日 25. 5. 10 (25. 5. 7解散) |
| 1 収入総額 | | 0 | | 1 収入総額 0 |
| 2 支出総額 | | 0 | | 2 支出総額 0 |
| ○阿部龍太郎七十三郎 | | | | 大田正明後援会 |
| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと | | | | 報告年月日 25. 5. 28 (25. 5. 28解散) |
| | | | | 1 収入総額 0 |
| | | | | 2 支出総額 0 |

| | | |
|--|---------|---------------------------|
| 昆野幸裕後援会 報告年月日 25. 4. 30 (25. 4. 30解散) | | |
| 1 収入総額 | 0 | |
| 2 支出総額 | 0 | |
| 佐藤清隆を励ます会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 1解散) | | |
| 1 収入総額 | 0 | |
| 2 支出総額 | 0 | |
| 税理士による今野東を支援する会 報告年月日 25. 5. 29 (25. 5. 22解散) | | |
| 1 収入総額 | 366,937 | |
| 前年繰越額 本年収入額 | | 366,894 43 |
| 2 支出総額 | 366,937 | |
| 3 本年収入の内訳 | | |
| その他の収入 一件十万円未満のもの | | 43 |
| 4 支出の内訳 | | |
| 政治活動費 寄附・交付金 その他の経費 | | 366,937 366,412 525 |
| 高橋栄一後援会 報告年月日 25. 4. 25 (25. 4. 25解散) | | |
| 1 収入総額 | 1,724 | |
| 前年繰越額 | | 1,724 |
| 2 支出総額 | 1,724 | |
| 3 支出の内訳 | | |
| 経常経費 備品・消耗品費 | | 1,724 1,724 |
| 日本共産党高橋まさる後援会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 3. 31解散) | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|----------------|--------|---------------------|------------|--------|---------------------|-------|-------|---------|---------------|-------|------------|-------|---------|---------|----------------|-------|-------------|
| 1 収入総額 2 支出総額 | | 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山田龍太郎後援会 報告年月日 25. 5. 10 (25. 4. 12解散) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 収入総額 | 1,587,917 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年繰越額 | | 1,587,917 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 支出総額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山本久人後援会 報告年月日 25. 5. 17 (25. 5. 15解散) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 収入総額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 支出総額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横田まさと後援会 報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 20解散) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 収入総額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 支出総額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○宮城県選挙管理委員会 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。 平成二十五年六月十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一) 法第十九条第三項第二号による届出 <table border="1"> <tr> <td>届出をした者の氏名</td> <td>公職の種類</td> <td>資金管理団体の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>代表者の氏名</td> <td>資金管理団体でなくなった旨の届出年月日</td> </tr> <tr> <td>桑島 崇史</td> <td>衆議院議員</td> <td>桑島崇史後援会</td> <td>仙台市青葉区二日町七-二一</td> <td>桑島 崇史</td> <td>平成二十五年五月八日</td> </tr> <tr> <td>斎藤 建雄</td> <td>仙台市議会議員</td> <td>知的生活研究会</td> <td>黒川郡大衡村大衡字亀岡五-二</td> <td>斎藤 建雄</td> <td>平成二十五年五月二十日</td> </tr> </table> | | | 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 | 桑島 崇史 | 衆議院議員 | 桑島崇史後援会 | 仙台市青葉区二日町七-二一 | 桑島 崇史 | 平成二十五年五月八日 | 斎藤 建雄 | 仙台市議会議員 | 知的生活研究会 | 黒川郡大衡村大衡字亀岡五-二 | 斎藤 建雄 | 平成二十五年五月二十日 |
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桑島 崇史 | 衆議院議員 | 桑島崇史後援会 | 仙台市青葉区二日町七-二一 | 桑島 崇史 | 平成二十五年五月八日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 斎藤 建雄 | 仙台市議会議員 | 知的生活研究会 | 黒川郡大衡村大衡字亀岡五-二 | 斎藤 建雄 | 平成二十五年五月二十日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査委員 ○宮城県監査委員告示第6号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年 6月14日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
 宮城県監査委員 菅 間 進
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成25年 3月28日

2 通知のあった日

平成25年 5月20日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額
 現年度分 140,836,216円
 過年度分 418,627,881円
 合 計 559,464,097円

・H22年度収入未済額

現年度分 140,621,211円
 過年度分 420,928,048円
 合 計 561,549,259円

ロ 措置の内容

○個人県民税

・管内市町との連携を図り、徴収対策の取組を推進していくため、住民税徴収対策会議を2回開催し、具体的な施策等について協議したほか、市町職員を対象に滞納整理事務研修会を開催した。

・市町と県税事務所長の連名による共同催告（2市4町）及び地方税法第48条による直接徴収（2市）を実施したほか、特別徴収の一斉指定に向けた事業所への働きかけなど、市町に対して積極的な支援を実施した。

○個人県民税を除く県税

・督促状等発送後、速やかな財産調査に努め、差押による滞納整理を進めた。特に差し押さえる財産の選択に当たっては、換価性が高い預貯金・給与等の債権を優先的に差し押さえるなど、効果性・即効性にも留意しながら業務を実施した。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額
 現年度分 790,824,425円
 過年度分 2,863,253,539円
 合 計 3,654,077,964円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,286,828,322円
 過年度分 2,647,866,311円
 合 計 3,934,694,633円

ロ 措置の内容

平成24年度県税事務運営及び平成24年度県税滞納額縮減方針に基づき、所の県税事務実施計画を策定し、縮減目標を定め滞納整理に取り組んだ。

主な取組としては、仙台市と住民税徴収確保対策に関する打ち合わせを実施した。

仙台市では、平成24年10月に徴収部門を本庁に集約し、徴収体制を強化した結果、滞納繰越分の収入率が前年度より約8ポイント上昇し、25%を上回る状況である。

その他の税目については、住民税課税状況調査を7月（滞納繰越分）と10月（現年分）に約6千件実施し、勤務先を把握し、給与照会及び給与差押えを行い、特に自動車税の滞納縮減を図った。

その結果、自動車税の収入率は、現年99%、滞納繰越40%以上という県の目標を達成し、特に現年については、過去最高の率となる見込みである。

報 告 書 公 報 城 野 町

他の税目についても、早期財産調査により、預金、自動車等の差押えを実施するなど滞納縮減に努めた。以上により、収入未済額は、前年度より約3億円の縮減ができる見込みである。

(3) 保健環境センター

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年2月に調定したもの

・件数 2件

・調定金額 9,650円

ロ 措置の内容

班全体で相互チェックを行うとともに、定期的な収入調定のリストを作成する等、処理遅延が発生しないよう留意する。

なお、25年度の使用料については、平成25年4月1日付けですでに処理済みである。

(4) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過課払返納金及び過年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・H23年度収入未済額

現年度分 3,400,743円

過年度分 18,192,339円

合 計 21,593,082円

・H22年度収入未済額

現年度分 1,228,822円

過年度分 17,761,393円

合 計 18,990,215円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H23年度収入未済額

現年度分 7,063,582円

過年度分 39,889,348円
合 計 46,952,930円

・H22年度収入未済額

現年度分 6,638,827円

過年度分 34,669,813円

合 計 41,308,640円

○過課払返納金

・H23年度収入未済額

現年度分 114,700円

過年度分 218,868円

合 計 333,568円

・H22年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 218,868円

合 計 218,868円

○過年度過払金等返還金(母子寡婦福祉資金)

・H23年度収入未済額

現年度分 100,000円

過年度分 225,000円

合 計 325,000円

・H22年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 225,000円

合 計 225,000円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費償還金

生活保護第一班と生活保護第二班と合同で毎月開催している生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布し、収入未済に対する意識を向上させて収入未済の解消に努めていく。各地区担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を行い、必要に応じて町村の窓口で生活保護扶助費を手渡す際に担当ワーカーから納入通知書も併せて渡すなど納入促進を図った。また、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適

切に把握し、被保護者に対しては適切な収入申告について指導している。

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成23年度から①母子自立支援員の地区担当制を導入し、借受人等との信頼関係を強化する体制を敷き、②担当職員、母子自立支援員による償還指導の困難な滞納ケース検討会を開催し、情報共有、資質の向上に努めている。

また、平成24年度から一部納付が未納対策に有効であることから訪問督促を強化して一部納付に努めている。

引き続き借受人、連帯借受人に対しては①滞納発生後速やかに督促通知を行うとともに、電話や手紙、訪問などにより継続して償還督促を行い、②償還方法の変更などきめ細かい指導に努め、③貸付時の面接や償還開始時期の到来前に償還意思、償還の履行責任を確認している。連帯保証人については、滞納状況を連絡し、借受人への納入履行の協力や連帯保証人への償還請求を行っている。

○過誤払返納金

特別障害者手当1件に係る返納金である。返納者本人が死亡したことから、扶養義務者に対し、家庭訪問や電話催告、文書催告を行い納入について指導を行っている。今後も訪問等を行い、返納を求めて行く。

受給者の死亡や転出等により支給した生活保護費に過給が生じたために、返還金が生じたものである。文書による催告を実施し、返還の指導を行った。今後も催告を継続して返還を図る。

○過年度過払金等返還金

この返還金は母子寡婦福祉資金の転宅資金1件、修学資金1件に係る返還金である。

平成23年度現年度分の転宅資金100,000円は、一部納付により平成24年度中（4月4万円、6月4万円、9月2万円）に償還が完了した。

平成23年度過年度分の修学資金225,000円は、滞納発生後継続して電話や訪問等による償還督促を行ってきた。また、連帯保証人については借受人の母親がなっていたが平成23年3月に死亡し、連帯保証人への償還請求ができない状況となった。

借受人には生活基盤の確立を指導しながら、経済状態に応じて納入金額を調整できる一部納付制度を説明するなど収納促進を図っていく。

(5) 大河原地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容
補助金において、対象外の事業に交付しているものが認められたので、今後再発しないよう

に対策を講じられたい。

(内容)

- ・事業名 市町村振興総合補助金（園芸特産重点強化整備事業）
- ・事業費 531,300円
- ・補助金額 168,000円

ロ 措置の内容

市町及び県の担当者が補助事業の適正な執行を確保できるように、審査項目を具体的に記したチェックリスト及び事業毎に事業要件等をまとめた資料を作成し、複数の所属で確認、審査できるように対策を講じた。

(6) 北部地方振興事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

| | |
|-------------|-------------|
| ・H23年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 1,435,000円 |
| 過年度分 | 10,045,000円 |
| 合 計 | 11,480,000円 |
| ・H22年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 1,435,000円 |
| 過年度分 | 8,610,000円 |
| 合 計 | 10,045,000円 |

ロ 措置の内容

農業改良資金貸付金償還金の収入未済については、電話催告や訪宅・面談等の実施により、債務者の生活状況等を把握しながら、早期完済に向け納付指導を行っている。

今後も引き続き、債務者の生活状況を確認しながら、納付指導を行うとともに、担保物件の強制執行も視野に入れ、任意売却による分割納付等も強く促し、適切な債権管理に努める。

(7) 東部地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

| | |
|--|---|
| <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桃ノ浦漁港用地嵩上工事 ・ 女川漁港用地嵩上工事 ・ 石巻漁港用地嵩上（その2）工事 <p>ロ 措置の内容</p> <p>「総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き」等マニュアルを遵守し、審査・確認することを徹底するとともに、複数の職員による審査体制を整備し、錯誤の再発防止を図った。</p> <p>(8) 仙台土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台川河川災害復旧工事 ・ 五間堀川河川災害復旧工事 <p>ロ 措置の内容</p> <p>説明会・研修会へ積極的に出席するなど入札契約制度の正確な理解とそれに基づく実施を図った。</p> <p>総合評価落札方式に伴う評価確認部会について、従前は3名（技術職3名）で実施していたが、5名（技術職4名・事務職1名）に拡充した。</p> <p>(9) 東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川河川災害復旧工事 | <p>ロ 措置の内容</p> <p>錯誤判明後直ちに班長会議を開催し、事案の内容と発生原因について周知を図るとともに、再発防止に向け、総合評価落札方式の審査に関する注意喚起とマニュアル等の厳密な適用の徹底及びチェック体制の再確認を行った。</p> |
|--|---|